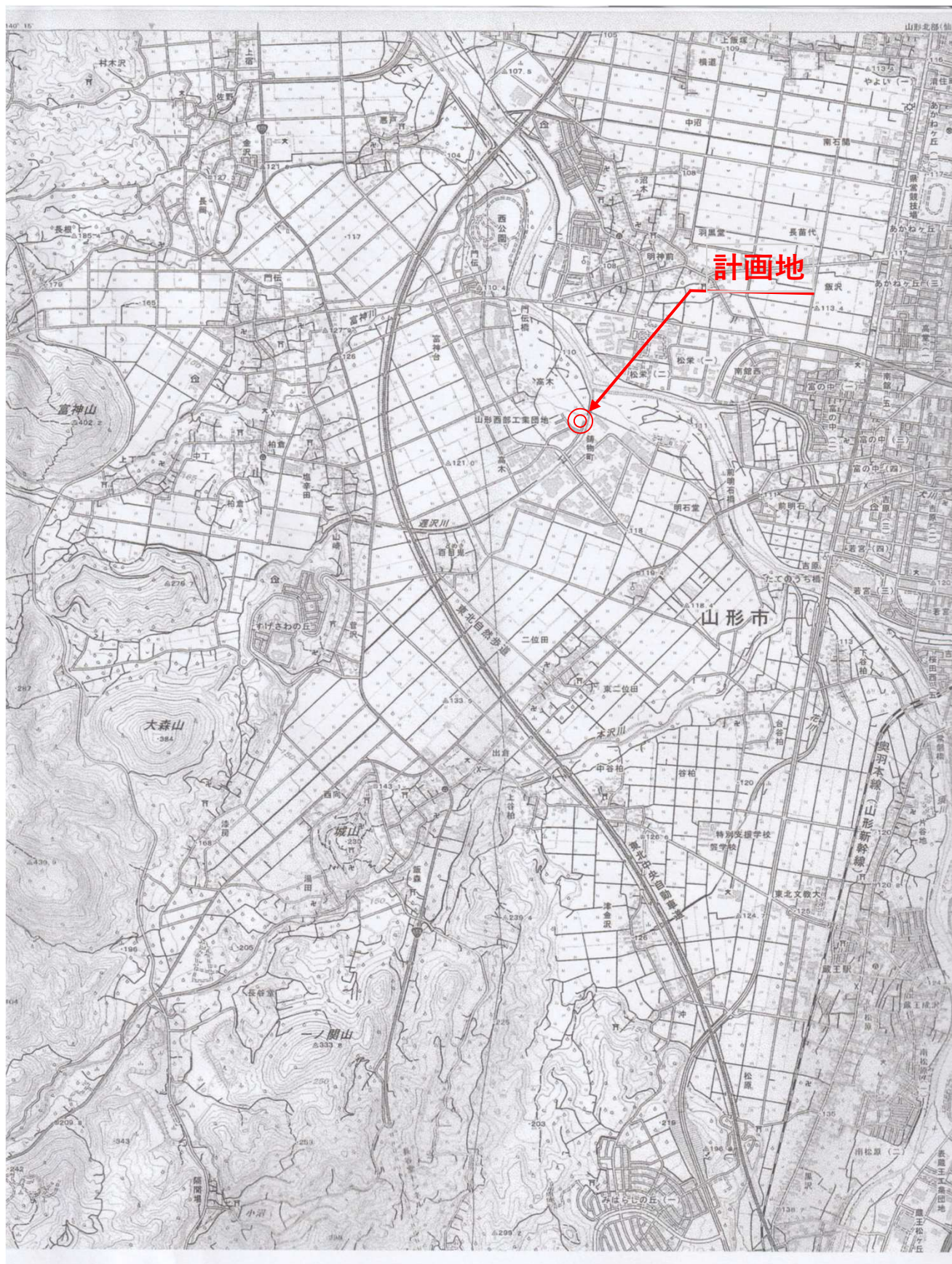


添付資料

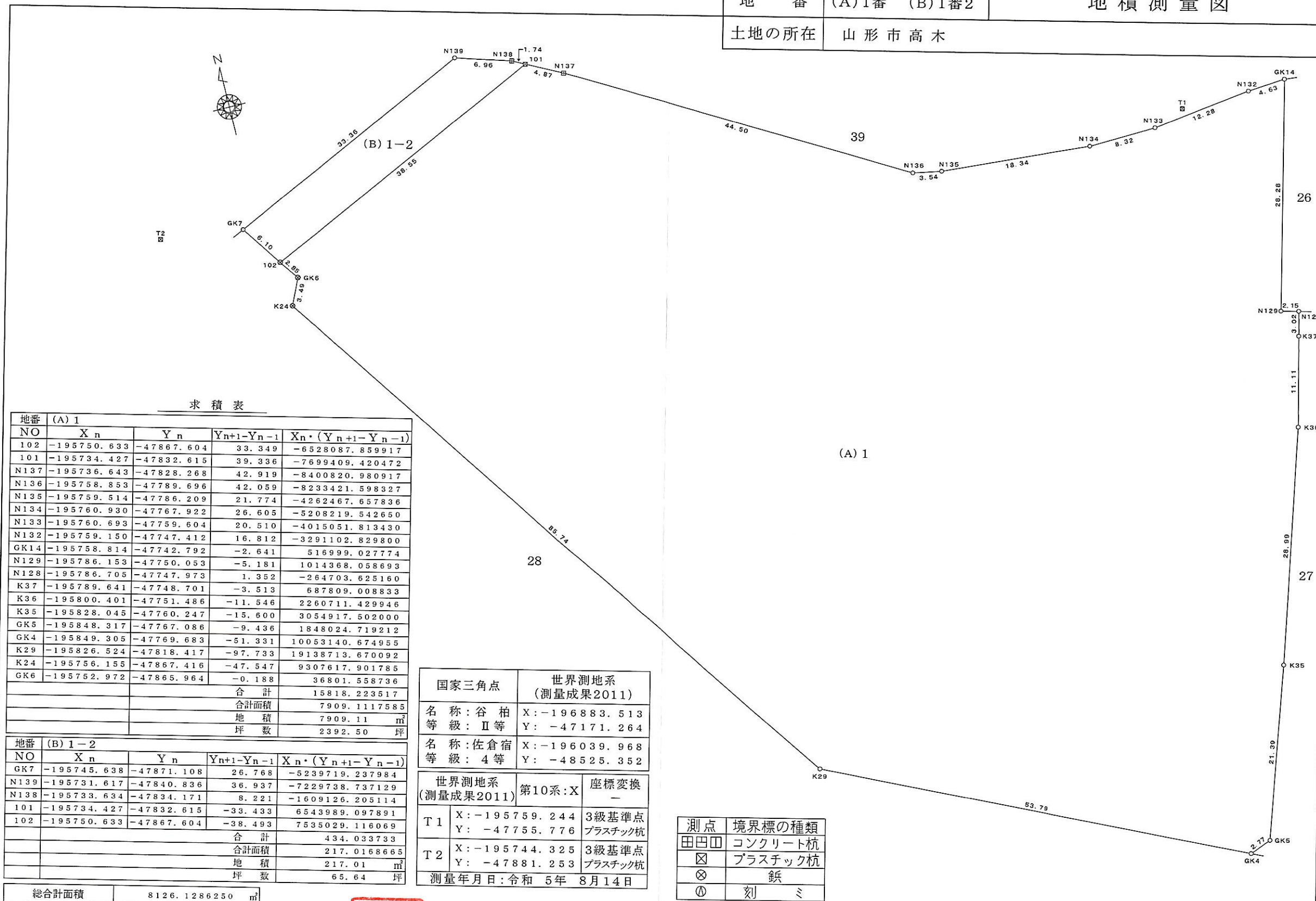
- (1) 位置図
- (2) 求積図
- (3) 現況図
- (4) 土地利用計画図、造成計画平面図
- (5) 造成計画断面図
- (6) 事業区域及びその周辺を確認することができる写真
- (7) 住民説明会資料一式

位置図



地 番 (A)1番 (B)1番2
土地の所在 山形市高木

地積測量図

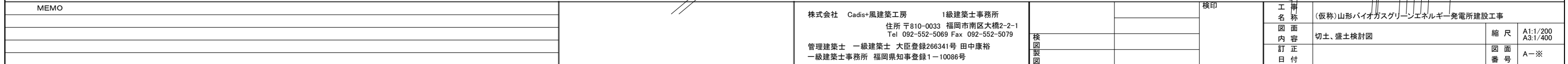


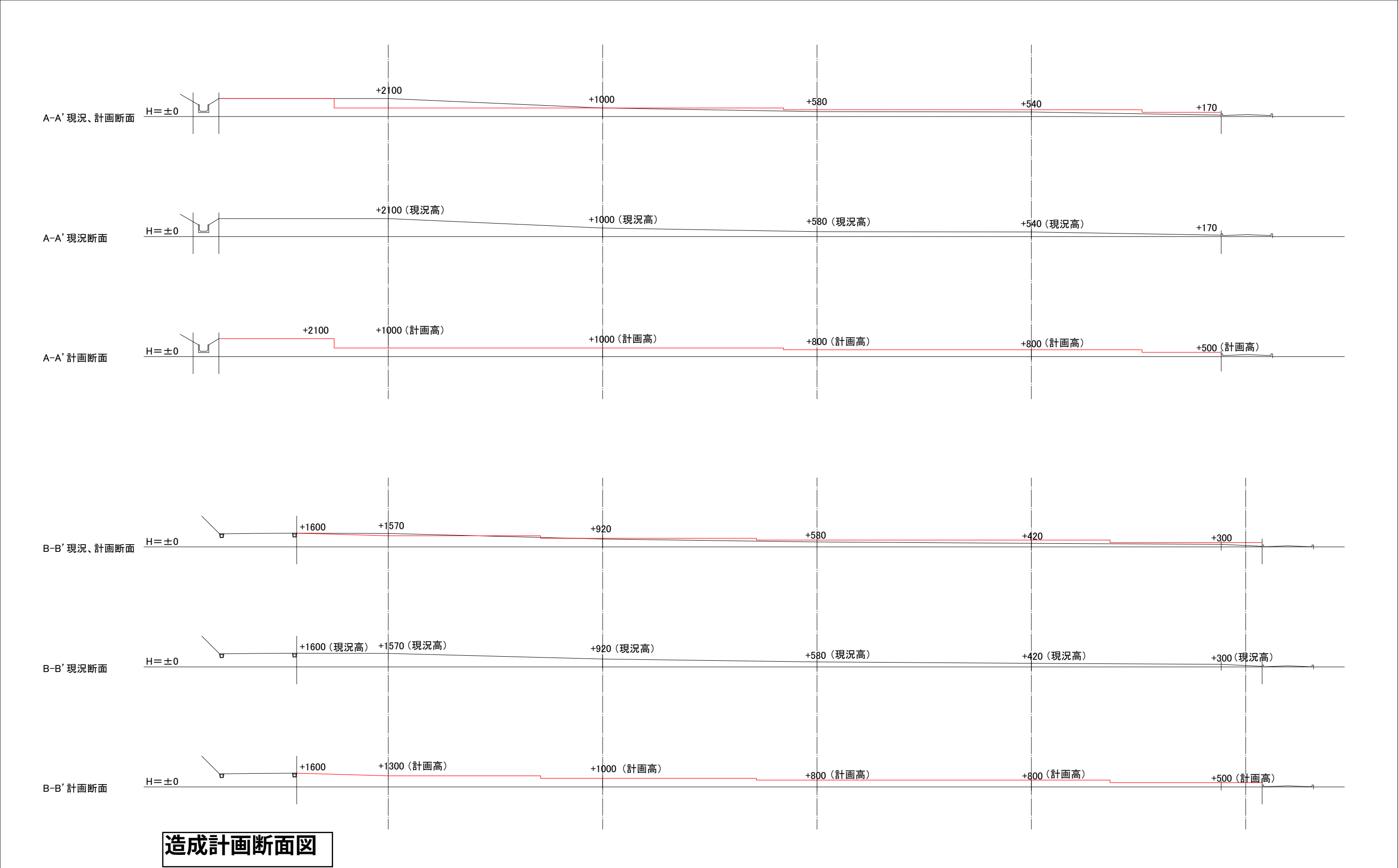
作成者 山形市江南一丁目11番4号
土地家屋調査士 菅井健一
(令和 5年 8月28日作成)

申請人 あやめサービス有限会社
代表取締役 阿部信行
縮尺 1/500

求積図







MEMO		株式会社 Cadis+風建築工房 1級建築士事務所 住所 〒810-0033 福岡市南区大橋2-2-1 Tel 092-552-5069 Fax 092-552-5079 管理建築士 一級建築士 大臣登録266341号 田中康裕 一級建築士事務所 福岡県知事登録1-10086号	校 図 製 図	校 印	工 事 名 称	(仮称)山形バイオガスグリーンエネルギー発電所建設工事		
					図 面 内 容	断面図	縮 尺	A1:1/200 A3:1/400
					訂 正 日 付		図 面 番 号	A-※

西 面



東 面



北 面



北 面



南 面



南 面



令和8年5月19日

山形バイオガスグリーンエネルギー発電所の事業計画に関する
地元説明会の実施について

1. 開催目的

再エネ発電事業計画の作成にあたり、地元住民と適切なコミュニケーションを図り、意見・要望等確認し、再エネ発電事業計画に反映させるため、地元住民（企業）を対象に説明会を開催した。

2. 実施時期

令和8年4月18日（土）10：00 ～ 11：50

3. 実施場所

山形県山形市高木2番2 あやめサービス（有）別館

4. 説明会参加者

- ・地元住民 2名
- ・山形西部工業団地内企業 7社（8名）

5. 実施内容

以下の資料に基づき、計画概要、周辺環境への影響などについて説明。

- ①山形バイオガスグリーンエネルギー発電所 計画概要
- ②バイオガス発電事業に係る説明会

6. 実施結果

参加企業様から事業計画に対する以下の要望があり、事業開始までに、具体的な内容を地元住民および各企業へ説明する予定。

（頂いたご要望）

運転開始までに再度説明会を開催し、年1回の環境モニタリング結果の開示内容、異常発生時の具体的な連絡体制などを、具体的に説明して欲しい。

山形バイオガスグリーンエネルギー発電所 計画概要

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 および

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例
に基づき、次の通りご説明申し上げます。

2026年4月18日

A 再生可能エネルギー発電施設の認定申請等及び概要

1 再エネ発電計画の概要等

① 再エネ発電計画の概要

申請者	山形バイオガスグリーンエネルギー株式会社
代表者	代表取締役 阿部信行
住 所	山形市高木1番
事業者連絡先	山形市高木25-2
電源種	バイオマス発電
発電事業の名称	山形バイオガスグリーンエネルギー発電所
設置形態	敷地に直接、建屋、発電設備を設置
事業の実施場所(事業区域)	山形市高木1番
出力	999kW
工事開始予定時期	令和8年10月
運転開始予定時期	令和11年3月
災害時の活用可能性 ・山形市と災害時の協定書を締結し、災害時の活用を行う。 協定の概要は次の通りです。 (1) 山形バイオガスグリーンエネルギー発電所に設置された100Vの電源からの被災者の 電気自動車、スマートフォン等への充電 (2) ポータブル電源の貸与 (3) 支援物資及び復旧工事等に必要な資材の輸送拠点としての敷地の貸与 ・パワーコンディショナーの自立運転機能:当該発電設備にはパワーコンディショナーは設置 されておりません。 ・給電用コンセント: 有	

② 関係法令遵守状況

(i) 再エネ発電事業の実施の為に必要な認定申請要件許認可

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の2第1項の開発行為の許可(林地開発許可)	該当しない
宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。)第 12 条第1項及び第 30 条第1項の許可	該当しない
宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号)附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法(以下「旧盛土規制法」という。)第 8 条第 1 項本文の許可	該当しない
砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 4 条第 1 項(同法第 3 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく制限として行う処分	該当しない
地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 18 条第 1 項及び第 42 条第 1 項の許可	該当しない
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の許可	該当しない

- (ii) 認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書」に記載の法令に基づく許認可・届出等

※別紙:関係法令参照

- (iii) 条例に於いて自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等

特になし

③ 土地権原取得状況

- (i) 再エネ発電設備の設置場所に係る所有権その他の使用の権原の取得有無

⇒ あやめサービス(有)所有地を賃貸借契約にて賃借

④ 着工予定時期、及び運転開始予定の時期を含めて予定する工事のスケジュールについて

⇒ 別紙参照(工事着工からの工程表を添付)

⑤ 関係者情報

□法人概要

・代表者	代表取締役：阿部 信行
・役員	取締役：阿部 信行
・役員	取締役：堀 敦博
法人の主な出資者	・あやめサービス有限会社 ・株式会社エコクリエイティブ ・有限会社G&Fサービス

□予定している保守点検責任者

・佐藤電気管理事務所 電気管理技術者 佐藤博昭

2 事業の影響と予防措置

① 安全面の影響及び予防措置

(ア)	斜面への設置	斜面への建築物、工作物の設置はございませんので、予防措置はございません。
(イ)	盛土・切土	盛土・切土を伴う土地開発は行いませんので、予防措置はございません。
(ウ)	地盤強度	地盤強度については、今後、ボーリング調査を実施する予定です。工作物や建屋を設置するために必要な地盤強度が不足する場合には、将来、建屋が傾くなどの影響が生じるため、プラントメーカーおよび建設設計事務所により、プラント・建屋等の荷重に対して必要十分な地耐力となるよう、必要に応じて、地盤改良、杭工事等を実施します。
(エ)	排水対策(雨水)	雨水の排水対策を適正に行わない場合、敷地外へ雨水が流れ出るおそれがあるため、予防措置として、山形市の指導に基づき、施設内処理を基本に計画をしています。 具体的には次の通りです。 ・建物屋根: 樋 → 雨水浸透枳 → 浸透暗渠配管で処理 ・プラント架台: 架台と地面の境に浸透側溝 → 浸透枳 ・通路の雨水: 浸透側溝対応
(オ)	法面保護・斜面崩落防止	現況の地形をできる限り維持し、敷地周辺の法面は緑地帯を確保します。事業用地は造成済みであり、直近約10年の間、斜面崩落等が起きていない事、また新たな法面等が生じる工事を予定していないことから、斜面崩落の可能性は低いと考えられますので、特段の予防措置はございません。留意して設計・工事を進めて参ります。

(カ)	防災施設の先行設置	工業地域内の造成済み土地であり、開発行為上必要となる 防災施設はありませんので、予防措置はございません。
(キ)	設備設計	発電設備は台風や地震などの災害による影響、風圧荷重、積雪荷重、地盤の支持力、必要な根入れ深さ等を考慮した上で、コンクリート架台に設置する。
(ク)	施行後の管理の継続性	プラントメーカーの協力のもと、供用期間内、建屋及び発電設備のメンテナンスは日常点検、年次点検、法定点検等を適切に実施するための維持管理計画書を作成し、維持管理を実施する。
(ケ)	事業終了後の措置	建物上屋は、再利用を予定。それ以外のプラント設備は解体撤去、原状回復とする。
(コ)	洪水浸水想定区域の見直しによる浸水地域での対処	指定年月日 令和6年6月14日 県告示第451号による。 ・当該地は0、0.5、0.5～3m未満の地域に該当いたしましたが、 原材料の保管場所は0.5mの位置に存する為、建物の計画レベルを+0.7mに設定して対処。
(サ)	・FIT終了後の取扱いについて	
	FITとは、再エネ特措法に規程された電力の固定買い取り制度を指します。2011年8月に成立し、2012年7月から施行された法律です。再生可能エネルギーからつくられた電力を国が定めた単価で一定期間電力会社買い取ることを義務付けるものです。	
	【事業期間】 FITの買い取り期間は20年と定められていますので、事業開始から20年間は、FITによる売電が認められているため、本事業においては開始20年間はFITによる売電を行う計画です。FIT期間終了後については、電力会社と契約して引き続き再生可能エネルギーにより発電した電力を売電することができるため、直ちに事業を終了せずに、再生可能エネルギーを必要とする地域や企業に対する売電や自家利用を行う計画です。	

② 景観面への影響

(ア) 景観面への影響		当該設備のパースをご参照ください。 ・再エネ発電設備の高さとしては、最も高いものがメタン発酵槽であり、GLから23.1mとなります。 当該地は工業専用地域であることを鑑みると、一般的な設備・工作物の景観となるかと考えられますが、できる限り圧迫感の少ない塗装色を選定し、清潔感の維持に努めるなど、予防措置を実施します。 敷地境界線から設備までの距離は最も近い箇所です約2mとなります(下記パースの右手前箇所)。セットバックが少なすぎると、圧迫感などにつながる懸念があるため、適切なセットバックに加えて緑化等の対策をすることで、景観になじませるべく予防措置を致します。 なお、山頂、尾根線、丘陵地稜線、高台、傾斜地への設置については該当いたしません。
(イ) 適切な予防措置		事業実施場所は山形市内・田園内産業景観に類型され、届出の対象となるため、自然との調和、色調、緑化など、条例の趣旨に沿って建屋、外溝等の詳細設計を実施する予定です。



③ 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置

(i) 騒音・振動

騒音・振動			
・騒音・振動関係の該当規制一覧			
	道路交通時	建設時	設備稼働時
騒音	非該当	非該当 (工業専用地域のため騒音規制法には非該当)	該当 (西部工業団地環境保全要綱、騒音規制法には非該当)
振動	非該当	非該当 (工業専用地域のため振動規制法には非該当)	該当 (西部工業団地環境保全要綱、振動規制法には非該当)
・建設工事時、建設機械稼働時、および搬入ルート of 車両の騒音・振動 ⇒当該地域は付近の道路ふくめ工業専用地域に該当します。特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制基準は適用されません。 (※1-1(1)(2)、※1-2(1)(2)、※1-3(1)(2)) 工事用資材等の搬入出時に発生する自動車騒音に関して規制値はありませんが、環境への影響を考慮し昼間(午前6時～午後10時まで)75デシベルを順守いたします。 工事用資材等の搬入出時に発生する自動車振動に関して規制値はありませんが、環境へ影響を考慮し昼間(午前8時～午後7時まで)70デシベル、夜間(左記以外)65デシベルを順守いたします。 搬入出車輛については、通勤車両(小型車)およびトラック等(大型車)、重機類などで月曜日～土曜日の朝7時～19時までの間に通行いたします。 対象範囲は添付の敷地周辺道路となります。(※1-4(1)(2)) ※1-1(1)特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号) ※1-1(2)特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(昭和51年11月10日環境庁告示第90号) ※1-2(1) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号) ※1-2(2) 振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)第11条、別表第1			

※1-3(1)騒音規制法第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」(平成13年3月23日山形市告示43号))

※1-3(2) 振動規制法第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について(平成13年3月23日山形市告示44号)

※1-4(1)騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号) ”

※1-4(2) 振動規制法第十六条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車振動の限度を定める省令(昭和51年総理府令第58号)



・設備の稼働時の騒音・振動

⇒設備の稼働時

の騒音・振動については定格出力で稼働している状態での生活環境影響調査を実施しております。

なお、規制基準に関しては「山形西部工業団地環境保全要綱」を順守しております(※1-5)

※1-5、西部工業団地環境保全要綱規制指導基準

騒音規制値は 昼70dB 朝夕50dB 夜間45dB (昼 8～19時、朝・夕 6～8時、19～21、夜間21～6時)

振動規制値は 昼70dB 朝夕60dB 夜間50dB (昼 8～19時、朝・夕 6～8時、19～21、夜間21～6時)

(参考) 40db＝図書館 50db＝静かな事務所 60db＝普通の会話、車のアイドリング
70db＝騒々しい街頭

- ・作業・原料搬入等の時間帯 ⇒ 8:00 ～ 16:00 (月～土)
- ・発電設備 ⇒ 24h稼働 (発酵や発電そのもの及び障害等緊急時対応は除く)
- ・建屋の出入口はシャッター＋エアカーテンを併用し、搬出入車の出入時のみオープン、それ以外はクローズ。外部に漏れにくい構造とする。
- ・トラックからの荷下ろし、荷積みはフォークリフト稼働対応または、ダンパー車(流動性が高い汚泥)搬入のため、特に大きな音は出ない。
⇒【建屋内騒音の敷地境界線上の計画想定値(終日:45dB)】
- ・トラック(ウイング車)、ダンパー車の往来の経路:別図参照
- ・原料搬入頻度、トラックの台数:一日20台程度(大型車の場合)
⇒【搬入トラックの敷地境界線上の計画想定値(騒音:66.5dB)(振動:54.4dB)】
- ・工事を行う時のトラック搬出入、工事の騒音に対しては工事進捗状況に合わせてその都度、近隣の皆様に周知し細心の注意を払って進めてまいります。

(ii) 水の汚れ／濁り

- ・計画地は市街化区域内に位置し、下水道が完備しており、事業所から排出される生活及び事業排水は下水道法及び山形市下水道条例に定められた排水基準値内に処理する設備を設置して下水放流します。
- ・雨水排水は上記 2-①-(エ)に記載の通りであり、水の汚れ/濁りは生じない見込みです。

(iii) 燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響

□搬入

・搬入方法	ウイング車、ダンパー車等で搬入。(臭気に配慮)
・ルート	西部工業幹線道路を経由して事業用地まで ※別紙ご参照
・搬入頻度	1日あたり20台程度(大型車の場合)
・原料保管容器	燃料を保管する場合は蓋付コンテナ対応

□ばい煙

・ばい煙の影響	ガスホルダー（貯蔵タンク）⇒乾式脱硫塔⇒ ガスエンジン⇒大気放出（4200Nm ³ /h-wet）1台分 同団地環境保全要綱排出指導基準を遵守
---------	--

□粉塵

・粉塵の着火や爆発	原料は食品残渣、汚泥等であり、自己発熱、爆発の恐れはない。
-----------	-------------------------------

□自己発熱、有毒ガスの発生

・原料は食品残渣、汚泥等が主流であり、自己発熱、有毒ガスの発生はない。

□燃料の雪崩

・搬入：ウイング車から直接投入。または建屋内のヤードに保管し、保管上限を遵守することで、雪崩の心配はない。

□臭気

・荷の積降し、保管は全て建屋内にて対応。 ・建屋の出入口はシャッター＋エアカーテンを併用し、搬出入車の出入時のみオープン、それ以外はクローズ。外部に漏れにくい構造とする。 ・建屋内を常に負圧状態とし、脱臭装置へ吸引し臭気を徐臭する。 （西部工業団地環境保全要綱排出指導基準を遵守する） アンモニア：2ppm以下、メチルメルカプタン：0.004ppm以下、硫化水素：0.06ppm以下、 トリメチルアミン：0.02ppm以下、硫化メチル：0.05ppm以下 （計画値） アンモニア：2ppm以下、メチルメルカプタン：0.004ppm以下、硫化水素：0.06ppm以下、 トリメチルアミン：0.02ppm以下、硫化メチル：0.05ppm以下 ⇒【敷地境界線上での臭気指数（終日）→10】【排気口の臭気指数（終日）→18：高さ4M】 ・維持管理体制：定期的に自主調査を行い排気口、及び敷地境界での臭気指数を記録し 上記指数を遵守する。

④ 再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置

・設置工事に伴って発生する産業廃棄物の種類(汚泥、コンクリートがら、その他廃材等)及び
残土の種類(掘削残土・浚渫残土等)ごとの排出見込量

廃油	約0.1t
廃プラスチック	約6.5t
金属くず	約0.7t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	約4.0t
がれき類	約0.0t
紙くず	約2.0t
木くず	約6.5t
汚泥	約1,427t ※杭工事、機械基礎工事
残土	なし

・解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類(汚泥、コンクリートがら、その他廃材等)及び
残土の種類(掘削残土・浚渫残土等)ごとの排出見込量

機器	約280t
配管, 弁類	約60t
鋼製加工品	約35t
保温	約30t
盤類	約50t
計器類	約5t
ケーブル、ケーブルトレイ類	約35t
コンクリートがら	約4870t
残土	なし
汚泥	なし

※受入建屋(再利用の予定)は、残しプラント部分のみ撤去

- ・設備の廃棄に係る廃棄費用の総額 ⇒ 225,000,000円(税抜き)
- ・廃棄費用の算定方法 ⇒ 見積取得が困難なため、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」を参考に、資本費の5%と試算
- ・廃棄費用の積立開始時期および終了時期 ⇒ 開始時期2028年3月～終了時期2048年2月
- ・廃棄費用の毎月の積立単価 ⇒ 937,500円(税抜き)
- ・設置及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類
 - ・コンクリートがら ⇒ 同団地内の再生コンクリート工場で処理
 - ・掘削残土 ⇒ 敷地内処理
 - ・鉄屑 ⇒ 売却
 - ・配管類(SUS製)⇒ 売却
 - ・電線(銅線) ⇒ 売却
 - ・アスファルト舗装 ⇒ 産廃処分
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令への遵守体制
法令順守のために必要な計画の策定及び実施のための人員配置・体制構築については、次の通りです。

取締役会

|

法令遵守責任者 取締役 堀敦博(連絡先:023-666-7033)

|

|

各部門長

関係法令確認業務委託先(開発時、建設時)

営業部

Rayコンサルタント 寒河江様

総務部

株式会社エコクリエイティブ

運転部

|

各従業員

- ・土地開発に係る許認可等 ⇒ 特に原状回復義務の制約なし。

⑤ 当該施設の発酵槽から出る固形残渣の処分

- ・施設から出る固形残渣は外部の委託した処分場へ搬出。
- ・予定事業者：(株)村山コンポストリサイクルセンター、山形県酪農業協同組合南陽堆肥センター、
(株)丹野

3 その他

1 再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の構造	バイオガスプラント(メタン発酵)→(ガス精製)→ (熱電供給装置)
再生可能エネルギー発電設備の設置工事の内容	処理棟、メタン発酵槽、ガスホルダー、ガスエンジン、受水槽、排水処理設備、薬品設備、余剰ガス燃焼装置、乾式脱硫塔、フェンス、舗装工事、植栽等

2 発電の原材料等

原料	食品残渣、紙類廃棄物、汚泥、廃液、家畜糞尿等 ⇒あやめサービス対応。前述の通り搬入時の臭気対策を実施
給水	上水道および井水(水質調査し、利用可能性を検討中)
排水	処理水再生利用または下水道放流(排水処理施設) なお、需要分は将来的に液肥(肥料)として活用可能。
発酵残渣(脱水汚泥)	産廃業者に委託処分

3 その他

電気事業法	発電施設完成後対応であるが事前確認
電気供給業	東北電力との協議(系統連系:申請中)

B 計画地概要

1 計画地

所在地	山形市高木1番地
現況地目	宅地
全体の敷地面積	8,126. 13㎡(計画地全体の面積)
計画地の敷地面積	7,909. 11㎡(分筆後の面積)
接道道路状況	南西側 東側
都市計画区域	都市計画区域内
電気	接面道路に配線
上水道	接面道路に配管(100Φ)
下水道	接面道路に配管
都市ガス	無

2 都市計画法(建築基準法)

用途地域	工業専用地域(山形市西部工業団地)
区域区分	市街化区域
建ぺい率	60%
容積率	200%
高度制限	指定なし
日影制限	指定なし
防火指定	準防火地域
開発行為の許可申請	現状:非(敷地面積:9000㎡ >)
工場立地法 【雇用創出課】 (緑地帯)	敷地面積:9000㎡ > 7909. 11㎡ ⇒ 非 建築面積:3000㎡ ⇒ 非 非
その他	西部工業団地環境保全要綱(公害防止条例、他)

3 発電設備の設置工事について

工事の内容	機械基礎設置工事、建屋建設工事、プラント設置工事、電気工事、外構工事を予定しております。
工事期間	令和8年10月より令和11年3月の予定です。
工事中の安全確保体制 (工事関係車両の交通安全を含む)	現地安全協議会を通じ交通安全を含め安全に係わる事項を周知徹底します。 現地工事体制表
発電設備の設置工事に伴って発生する産業廃棄物の種類(汚泥、コンクリートがら、その他の廃材等)及び残土の種類(掘削残土、浚渫残土等)ごとの排出見込み量	前述のとおり

4 発電設備の維持管理の方法

点検の項目及び頻度	電気設備(高圧受電設備等)については電気事業法等の法令に基づき日常点検(毎日:外観点検(絶縁油漏れ、腐食、接続部の緩み、変色確認)と年次定期点検(外観点検、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、遮断機、保護装置動作試験、変圧器点検)等を実施します。 また発電機(ガスエンジン)についても製造メーカー推奨項目に基づいた適切な点検(毎日:外観点検、毎月:機能チェックテスト等、6か月:冷却液・ガスフィルタ点検・オイル交換等、毎年:気密確認・可動部品の点検等)を実施します。
保守点検の体制(責任者及び点検予定事業者等)	代表取締役 取締役 堀 敦博 運転部長(日次・月次点検等指示監督) 佐藤電気管理事務所 電気管理技術者 佐藤博昭 運転部員(日次・月次点検実施) ※年次点検、定期修繕については、三菱重工パワー環境ソリューション株式会社の協力のもと実施、または委託を予定しています。
事故・災害等の緊急時の連絡先及び地元住民等に対する連絡体制	①発見者は直ちに所長へ報告 ②所長は(所長が対応できない場合は発見者が) 所管の消防署、所管の警察署、東北電力ネットワーク株式会社、 関東東北産業保安監督部 東北支部、労働基準監督署へ連絡 ③その後、東北電気保安協会、経営陣へ連絡 地元住民等への連絡について、 A.避難を要するなど緊急の事項については、消防・警察の指示に従いながら、直接報告する等、実施する。 B.その他の連絡については、山形市および自治会、西部工業団地と連携して実施する。
事業期間中における地元住民等に対する定期的な状況報告	地元住民および関係者に対し、運転状況の報告会および見学会を、毎年1回、実施する。

質疑募集フォーム

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 施行規則第4条の2の3第2項第6号に基づいて、次の通り、質疑を募集致します。

受付期間	2026年5月3日(月) 午後10時 まで
募集方法	A.メールの場合 hori@ybge.jp までメールを送信してください。 B.郵送の場合 〒990-2346 山形県山形市高木25-2 あやめサービス有限会社内 山形バイオガスグリーンエネルギー株式会社 取締役 堀 敦博 までご郵送ください。
記載内容	①ご住所 ②氏名 ③電話番号 ④質疑内容 をご記載ください。書式は問いません。 なお、頂いた質疑内容は、資源エネルギー庁に報告させて頂くことになっておりますので、予めご了承をお願い申し上げます。
連絡先	ご不明な点につきましては、下記までお電話ください。 電話:023-666-7033 担当:大崎

再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項に基づく同法施行規則第5条の2第3号、第4号の認定基準を満たし、又は満たすことが見込まれることについて、再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。

1. 関係法令確認に係る再生可能エネルギー発電設備

事業者名	山形バイオガスグリーンエネルギー株式会社
発電設備の区分	M □区分Aのうち注2に掲げる書類を申請時に提出できる場合
発電設備の出力（kW）	999.0
発電設備の名称	山形バイオガスグリーンエネルギー発電所
発電設備の設置場所	山形県山形市高木1

2. 発電設備の設置場所に係る関係法令への該当状況

	項 目	該当の有 無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	□有 ■無	□手続済 □手続中 □手続予定 (年 月 予定)	確認日：2024年6月13日 自治体名及び部署名：山形市企画調整課 担当者名（役職）：主任 山川様 連絡先(TEL)：023-641-1212
2	都市計画法に基づく開発許可	□有 ■無	□手続済 □手続中 □手続予定 (年 月 予定)	確認日：2024年3月14日 自治体名及び部署名：山形市まちづくり政策課都市計画係 担当者名（役職）：主任 伊藤様 連絡先(TEL)：023-641-1212
3	河川法に基づく工作物新築等許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	□有 ■無	□手続済 □手続中 □手続予定 (年 月 予定)	確認日：2024年3月14日 自治体名及び部署名：村山総合支庁建設総務課 担当者名（役職）：主事 小笠原様 連絡先(TEL)：023-621-8194

4	港湾法に基づく港湾区域内の水域 又は港湾隣接地域における占用許可、臨港地区内の行為届出	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 2024 年 3 月 15 日 部署：県土整備部空港港湾課 担当者名（役職）：主査 秋葉 信 連絡先（TEL）：023-630-2628
5	海岸法に基づく海岸保全区域等内の 占用・行為許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 2024 年 3 月 15 日 部署：県土整備部空港港湾課 担当者名（役職）：主査 秋葉 信 連絡先（TEL）：023-630-2628
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止 に関する法律に基づく急傾斜地崩 壊危険区域内の行為許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 2024 年 3 月 14 日 部署：村山総合支庁建設部河川砂防 課 担当者名（役職）：技師 千葉 光陽 連絡先（TEL）：023-621-8259
7	砂防法に基づく砂防指定地におけ る行為許可、砂防設備の占用許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 2024 年 3 月 14 日 部署：村山総合支庁建設部河川砂防 課 担当者名（役職）：技師 千葉 光陽 連絡先（TEL）：023-621-8259
8	地すべり等防止法に基づく地すべ り防止区域内又はばた山崩壊防止 区域内の行為許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 2024 年 3 月 14 日 部署：村山総合支庁建設部河川砂防 課 担当者名（役職）：技師 千葉 光陽 連絡先（TEL）：023-621-8259
9	景観法に基づく景観計画区域・景 観地区内の行為届出	☒ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☒ 手続予定 (2026 年 4 月 予定)	確認日： 2024 年 1 月 9 日 部署：山形市まちづくり政策課まち なみデザイン課景観係 担当者名（役職）：主事 大宮 唯 連絡先（TEL）：023-641-1212
10	農業振興地域の整備に関する法律 に基づく市町村の農業振興地域整 備計画の変更手続	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 2024 年 3 月 13 日 部署：山形市農林部農政課農政企画 係 担当者名（役職）：主幹 鈴木 洋祐 連絡先（TEL）：023-641-1212

11	農地法に基づく農地転用許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日：2024年3月13日 部署：山形市農業委員会事務局 担当者名（役職）：主事 渡邊光樹 連絡先（TEL）：023-641-1212
12-1	森林法に基づく林地開発許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日：2024年3月13日 部署：山形市農林部森林整備課森林整備係 担当者名（役職）技師 吉原 恵 連絡先（TEL）：023-641-1212
12-2	森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日：2024年4月2日 部署：村山総合支庁産業経済部森林整備課 担当者名（役職）林業普及指導員 藤田麻矢 連絡先（TEL）：023-612-8286
13	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日：2024年3月13日 部署：山形市企画調整部文化創造都市課 担当者名（役職）：文化財係主幹 茂木健男 連絡先（TEL）：023-641-1212
14	土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	☒ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☒ 手続予定 (2026年8月予定)	確認日：2024年4月12日 部署：山形市環境課 担当者名（役職）：主査 原田 貴正 連絡先（TEL）：023-641-1212
15	自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日：2024年3月15日 部署：県環境エネルギー部みどり自然課 担当者名（役職）：自然公園保全利用主査 武田 志保 連絡先（TEL）：023-630-2628

16	自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予 定)	確認日：2024年3月15日 部署：県環境エネルギー部みどり自然課 担当者名（役職）：自然公園保全利用主査 武田 志保 連絡先（TEL）：023-630-2628
17	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予 定)	確認日：2024年3月18日 部署：東北地方環境事務所野生生物課 担当者名（役職）：指導官 伊藤 勇三 連絡先（TEL）：022-722-2876
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予 定)	確認日：2024年3月15日 部署：県環境エネルギー部みどり自然課 担当者名（役職）：主事 丹 亜由奈 連絡先（TEL）：023-630-3404
19	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続 (環境影響評価手続における事業名称：)	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予 定)	確認日：2024年4月9日 部署：県環境エネルギー部みどり自然課 担当者名（役職）：課長補佐 斎藤 孝浩 連絡先（TEL）：023-630-3173
20	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予 定)	確認日：2026年1月8日 部署：山形市まちづくり政策部まちづくり政策課 開発指導係 担当者名（役職）：主任 遠藤章弘、主幹 遠藤 諭 連絡先（TEL）：023-641-1212
21	その他の法律・条例に係る手続 (法令名：山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例)	☒ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☒ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予 定)	確認日：2024年3月15日 自治体名及び部署名：山鹿健環境エネルギー部エネルギー政策推進課 担当者名（役職）：木村 信洋、三浦 吉大 連絡先（TEL）：023-630-3354

22	その他の法律・条例に係る手続 (法令名：廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	☒ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☒ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予 定)	確認日：2023年5月22日 部署：山形市廃棄物指導課産業廃棄物係 担当者名（役職）：係長 三澤栄次 連絡先（TEL）：023-641-1212
23	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予 定)	確認日：2024年3月14日 部署：村山総合支庁建設部河川砂防課 担当者名（役職）：技師 千葉 光陽 連絡先（TEL）：023-621-8259
24	山形県立自然公園条例	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予 定)	確認日：R6年3月15日 部署：県環境エネルギー部みどり自然課 担当者名（役職）：自然公園保全利用主査 武田 志保 連絡先（TEL）：023-630-2628
25	山形県自然環境保全条例	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予 定)	確認日：R6年4月10日 部署：村山総合支庁保健福祉環境部環境課 担当者名（役職）：自然環境主査 本間 尚 連絡先（TEL）：023-621-8426
26	山形県環境影響評価条例	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予 定)	確認日：R6年3月15日 部署：県環境エネルギー部みどり自然課 担当者名（役職）：課長補佐 斎藤 孝浩 連絡先（TEL）：023-630-3173
27	山形県水資源保全条例	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予 定)	確認日：R6年3月22日 部署：県環境エネルギー部環境企画課 担当者名（役職）：主事 佐藤 敏貴 連絡先（TEL）：023-630-3043

28	山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予 定)	確認日：R 6 年 3 月 1 5 日 部署：県土整備部空港港湾課 担当者名（役職）：港湾主査 秋葉 信 連絡先（TEL）：023-630-2628
29	山形県文化財保護条例	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予 定)	確認日：R 6 年 3 月 1 9 日 部署：県観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課（文化財保存担当） 担当者名（役職）：主査 高橋 勇太 連絡先（TEL）：023-630-3173

法令順守のための実施体制

法令順守のために必要な計画の策定及び実施のための人員配置・体制構築については、次の通りです。

山形バイオガスグリーンエネルギー株式会社 取締役会

|

法令順守責任者（計画策定および実施） 取締役 堀敦博（連絡先：023-666-7033）

|

|

各部門長 関係法令確認業務 委託先（開発時、建設時）

営業部

Ray コンサルタント 寒河江様（住所：山形県山形市城西町4丁目5-34）

総務部

株式会社エコクリエイティブ（住所：東京都文京区湯島3-6-1 全国家電会館3階）

運転部

|

各従業員

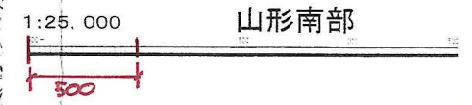
工事着工から工事完了までの予定表

年	2026												2027												2028												2029		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
建築工事 (処理棟上屋) ・仮設・整地工事 ・建築工事 ・電気工事 ・機械設備工事																																							
発電設備 ・プラント基礎工事 ・排水処理施設工事 ・メタン発酵槽 ・ガスホルダ ・受水槽 ・薬品設備 ・ガスエンジン設備																																							
外構工事																																							
試運転																																							

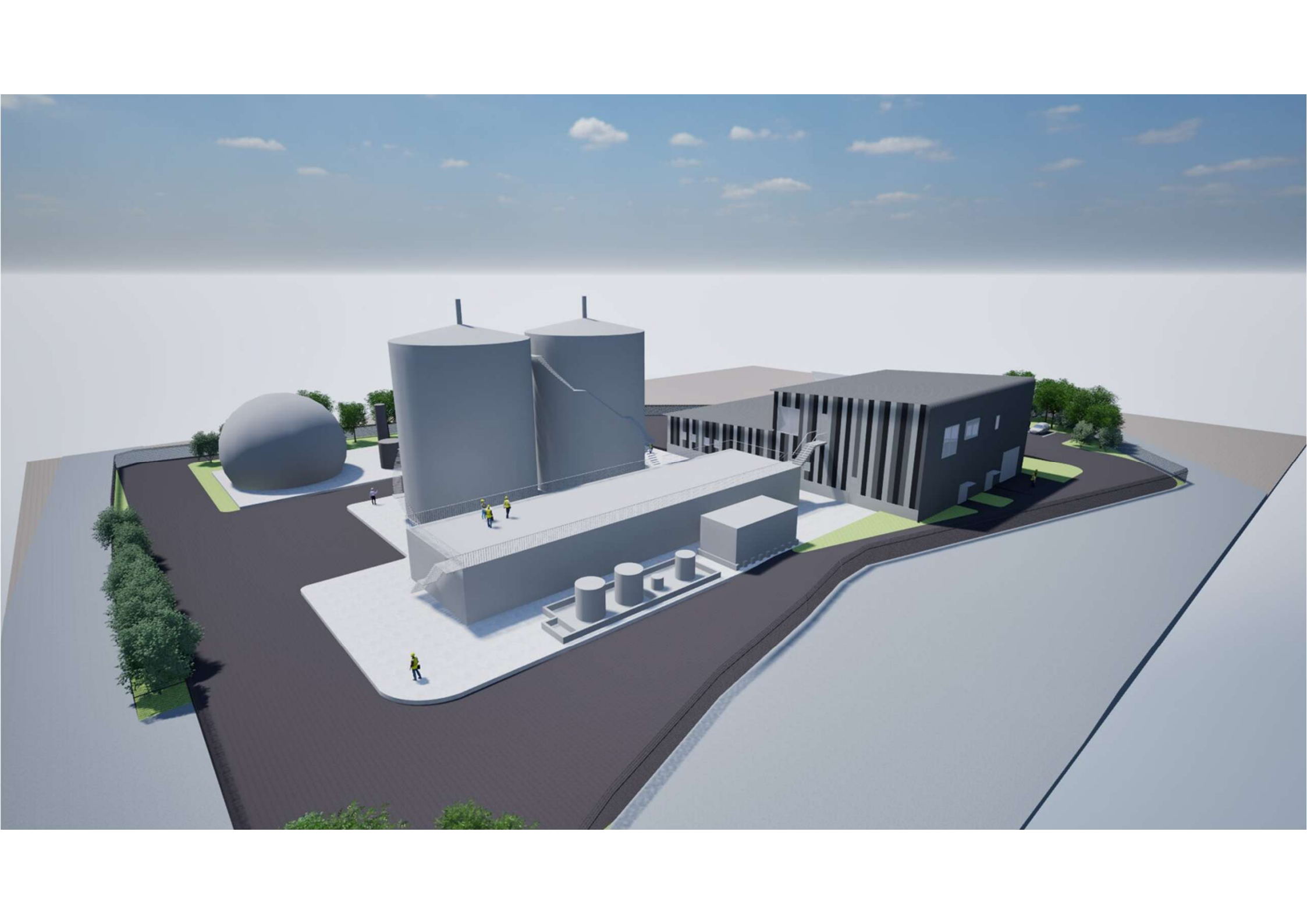
運
転
開
始

インター
計画地

トラックの往来の搬入経路









バイオガス発電事業に係る説明会

山形バイオガスグリーンエネルギー発電所 事業説明

 山形バイオガスグリーンエネルギー株式会社

 令和8年4月18日





どんな事業なの？

事業の概要と基本情報

1

事業者情報



事業者名

山形バイオガスグリーンエネルギー株式会社



設置場所

山形県山形市高木1
(山形西部工業団地内)



敷地面積

7,909㎡ (約2,400坪)



事業開始予定

令和11年度



施設概要



処理方式

メタンガス化方式

(嫌気性微生物による分解)

150t/日

発酵処分能力

999W/日

発電規模

99%

稼働率目標



対象廃棄物

汚泥

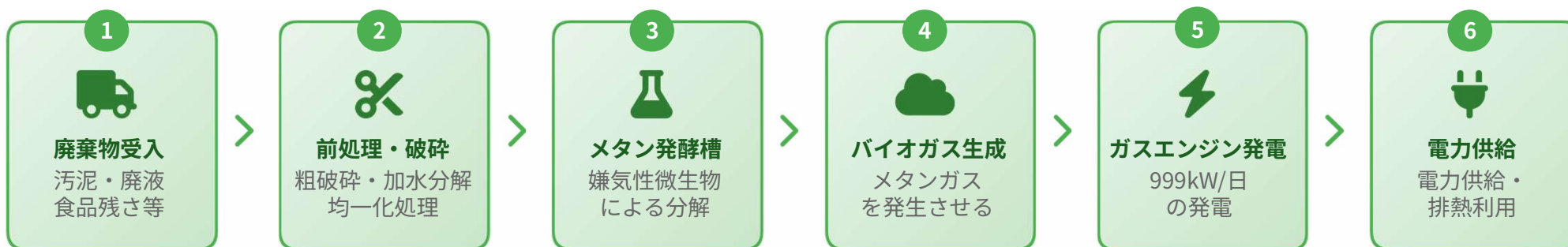
廃液

食品残さ

動物のふん尿

🔧 バイオガス発電って何？良いところは？ 仕組みとメリット

三 バイオガス発電のプロセス（6ステップ）

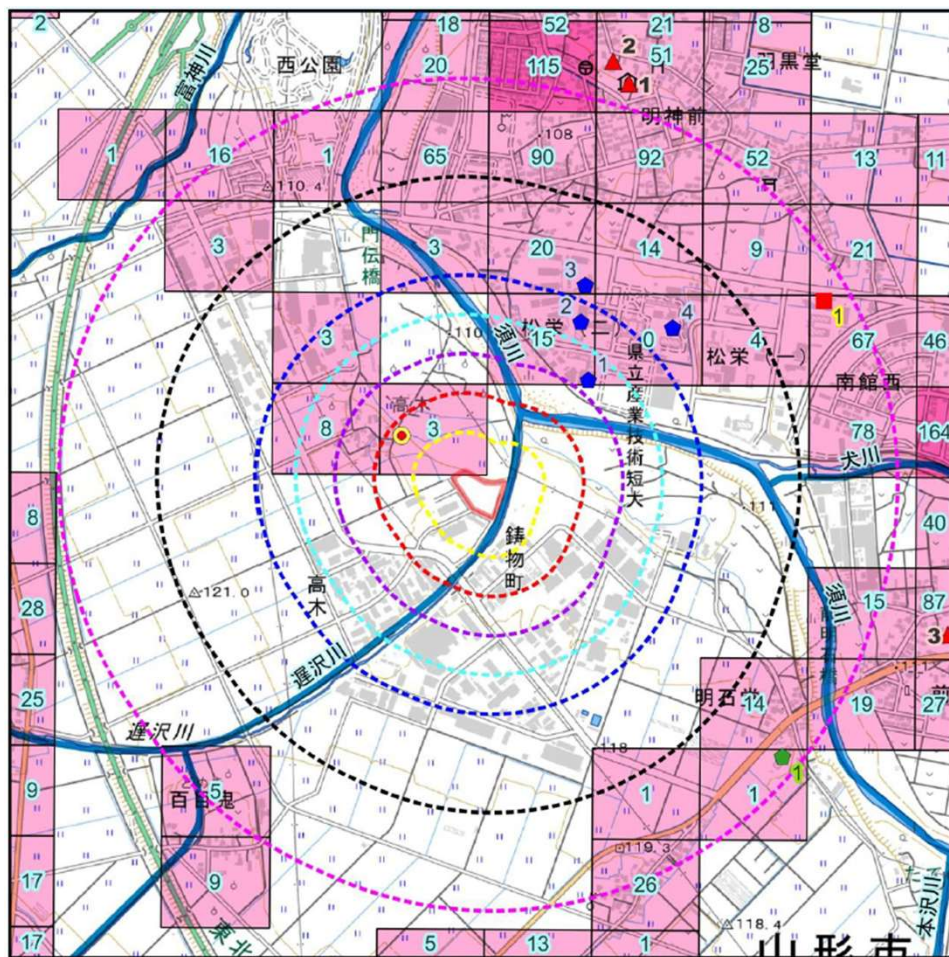


三 バイオガス発電のメリット

- 微生物の力で分解・地球にやさしい**
微生物の力で廃棄物を分解し、主成分メタンのバイオガスを発生させます
- 地産地消・廃棄物の有効活用**
地域で生じる廃棄物から電気エネルギーを生み出し循環型社会へ
- CO2排出抑制**
化石燃料に比べCO2排出を抑制できる環境にやさしい発電方法です
- 災害時発生時に復旧に貢献**
山形市と災害時の協定を結びました。ポータブル電源の無償貸与などを実施
- 農業との連携**
将来的に、副産物である堆肥・液肥の農業利用が可能。条件が揃えば温水も
- 見学会**
学校生徒・自治体職員・議員などへの施設見学を実施

施設の周辺は？

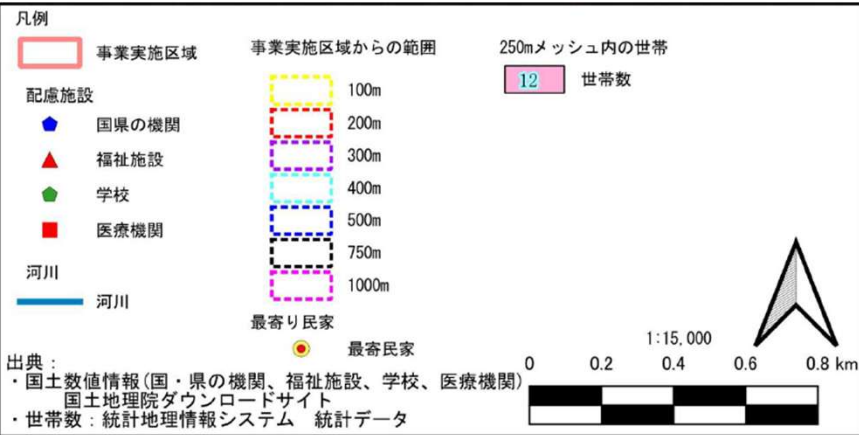
場所と周辺環境



周辺の配慮施設

- 最寄りの住宅 北西 約160m
- 山形職業能力開発専門学校 南東 約300m
- 沼木敬寿園（特養） 南西 約250m
- 山形医療技術専門学校 南東 約400m
- 南沼原内科クリニック 南東 約350m

本施設は工業専用地域内に立地し、
住宅地から一定距離を確保しています



⇒ 空気への影響は？ 大気質の調査結果

大気質調査結果（現況値・予測値・環境基準の比較）

項目	現況値	予測値	環境基準	判定
二酸化硫黄（SO ₂ ） 長期平均	0ppm	0.0051ppm	0.04ppm以下	✓ 基準内
短期平均濃度	-	0.00075ppm	0.1ppm以下	✓ 基準内
二酸化窒素（NO ₂ ） 長期平均	0.005ppm	0.0385ppm	0.06ppm以下	✓ 基準内
短期平均濃度	-	0.07817ppm	0.1ppm以下	✓ 基準内
浮遊粒子状物質（SPM）	0.008ppm	バイオガス燃料は灰分や鉍物分を含まない為、現状の把握のみ実施	0.10mg/m ³ 以下	

結論：基準を下回る。



全項目で環境基準を下回ります。対象物質の排出源となるガスエンジン設備およびガスボイラ設備の点検・整備を実施し、適正管理下で稼働させ、異常発生時には速やかに停止することで、周辺環境への著しい影響はないと分析されています。

🔊 騒音への影響は？

調査結果と対策

📄 5-1

🔊 騒音の調査結果（dB：音の大きさ）

項目	現況値	予測値	自主基準 ※1 環境維持基準 ※2 環境保全目標値 ※3	判定
📍 敷地境界	41～55 dB	50～58 dB	自主基準 60～70 dB以下	✔ 基準内
🏠 最寄りの民家	35～53 dB	37～53 dB	環境維持基準 40～55 dB以下	✔ 基準内
🚚 運搬車両	63 db	63 db	環境保全目標値 65dB	✔ 基準内

※1 工業専用地域に位置するため、騒音機違法の適応が無い地域のため、山形西部工業団地環境保全要綱の規制指導基準を満足する自主基準を制定。

※2 西部工業団地環境保全要綱の環境維持基準。

※3 環境基準値（道路に面する地域）「B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域」。

結論：基準を下回る。



対策として、次のような取り組みを行います。

○騒音が発生する設備を民家等から可能な限り離す。 ○騒音の主要な発生源と考えられる処理棟は、出入り口にシャッター・シートシャッターを併用し、搬入車の出入時のみオープンとし、それ以外は閉めて音漏れを防止する。 ○ガスエンジンは建屋内に配置する。 ○トラックからの荷下ろし、積み込みはフォークリフトを用い、大きな音が生じないように努める。 ○原料搬入は決められた経路を走行し、法定速度を遵守する。 また事業実施区域内では、停車中はアイドリングストップを徹底する。 ○搬入車両の集中を避け、分散するよう管理する。

振動の調査結果（dB：振動の強さ）

項目	現況値	予測値	自主基準 ※1 環境維持基準 ※2 環境保全目標値 ※3	判定
📍 敷地境界	～29 dB	43～53 dB	自主基準 60～65 dB以下	✓ 基準内
🏠 最寄りの民家	～29 dB	26～30 dB	環境維持基準 50 dB以下	✓ 基準内
🚚 運搬車両	51 db	51 db	環境保全目標値 70dB	✓ 基準内

※1 工業専用地域に位置するため、振動規制法の適応が無い地域のため、山形西部工業団地環境保全要綱の規制指導基準を満足する自主基準を制定。

※2 西部工業団地環境保全要綱の環境維持基準および自主基準値。

※3 「振動規制法第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」の「第2種区分」を適応。

結論：基準を下回る。



対策として、次のような取り組みを行います。

○振動が発生する設備を民家等から可能な限り離す。

○トラックからの荷下ろし、積み込みはフォークリフトを用い、大きな音が生じないように努める。

○原料搬入は決められた経路を走行し、法定速度を遵守する。また事業実施区域内では、停車中はアイドリングストップを徹底する。

○搬入車両の集中を避け、分散するよう管理する。

においへの影響は？ 悪臭の調査結果

6-1

煙突排ガスによる影響

項目	予測値	環境保全目標値	判定
📍 最大着地地点	臭気濃度 1.19	臭気濃度 10以下 ※1	✔️ 基準内
📍 敷地境界 臭気濃度	臭気濃度 10未満	臭気濃度 15以下 ※2	✔️ 基準内
アンモニア、硫化水素等22物質	全て基準値以下	※3	✔️ 基準内

- ※1 工業専用地域に位置するが、ガスエンジン煙突排ガスの最大着地地点が工業専用地域外におよぶことから、山形市悪臭 防止対策指導要綱のA区域の規制基準を目標値として設定。
- ※2 工業専用地域に位置するため、悪臭防止法及び山形市悪臭防止対策指導要綱の適応が無いが、山形西部工業団地環境保全要綱では敷地境界において「悪臭物質をB区域の指導基準」としていることから、他の関係法令における同区基準値を目標値として設定。
- ※3 上記※2より、「悪臭防止法第3条及び第4条に規定により定める規制基準について」（平成13年3月23日山形市告示45号）B区域の規定値。

結論：基準を下回る。



対策として、次のような取り組みを行います。

○ガスエンジン設備の点検・整備を実施し、燃焼状態、排ガスの状況等の適正管理下で稼働するよう努め、異常等が生じた場合は速やかに停止すること

においへの影響は？ 悪臭の調査結果

施設からの悪臭の漏洩による影響

項目	予測値	環境保全目標値	判定
敷地境界 臭気濃度	10	15以下 注1	✓ 基準内
22物質	全て基準値以下	注1	✓ 基準内

注1 右表を参照ください。

結論：基準を下回る。

対策として、次のような取り組みを行います。
 ○建屋の入口はシャッターとシートシャッターを併用し、搬出入車の出入時のみオープン、それ以外は閉めて外部に漏れにくい構造とする。
 ○荷の積み下ろし保管は全て建屋内にて対応。
 ○建屋内を常に負圧とし、脱臭装置へ吸引し臭気を徐臭する。

表 4-62 生活環境の保全上の目標との整合に係る分析結果

項目名	単位	予測結果 (事業実施区域及び事業実施区域(敷地境界))	生活環境の 保全上の目標	目標との対比
アンモニア	ppm	0.3	2 以下※1※2	○
メチルメルカプタン	ppm	0.0005 未満	0.004 以下※1※2	○
硫化水素	ppm	0.0006	0.06 以下※1※2	○
硫化メチル	ppm	0.0005 未満	0.05 以下※1※2	○
二硫化メチル	ppm	0.0005 未満	0.03 以下※1	○
トリメチルアミン	ppm	0.0008 未満	0.02 以下※1※2	○
アセトアルデヒド	ppm	0.016	0.1 以下※1	○
プロピオンアルデヒド	ppm	0.004 未満	0.1 以下※1	○
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0008 未満	0.03 以下※1	○
イソブチルアルデヒド	ppm	0.002 未満	0.07 以下※1	○
ノルマルパレルアルデヒド	ppm	0.0008 未満	0.02 以下※1	○
イソパレルアルデヒド	ppm	0.0004 未満	0.006 以下※1	○
イソブタノール	ppm	0.05 未満	4 以下※1	○
酢酸エチル	ppm	0.1 未満	7 以下※1	○
メチルイソブチルケトン	ppm	0.05 未満	3 以下※1	○
トルエン	ppm	0.5 未満	30 以下※1	○
スチレン	ppm	0.01 未満	0.8 以下※1	○
キシレン	ppm	0.05 未満	2 以下※1	○
プロピオン酸	ppm	0.0005 未満	0.07 以下※1	○
ノルマル酪酸	ppm	0.0005 未満	0.002 以下※1	○
ノルマル吉草酸	ppm	0.0005 未満	0.002 以下※1	○
イソ吉草酸	ppm	0.0005 未満	0.004 以下※1	○
臭気濃度	-	10	15 以下※3	○

※1:「悪臭防止法第3条及び第4条に規定により定める規制基準について」(平成13年3月23日山形市告示45号)のB区域の値を示した。

※2:「山形西部工業団地環境保全要綱」の悪臭排出指導基準を示した。

※3:「山形市悪臭防止対策指導要綱」の敷地境界における排出指導基準のB区域の値を示した。

環境のための主な対策

公害防止対策のまとめ

7

騒音・振動対策

- ✓ 発生源を民家から離して配置
騒音・振動が発生する設備を民家等から可能な限り離す
- 出入口にシャッター・シートシャッター併用
搬出入車の出入時のみオープン、それ以外はクローズにし音漏れを防止
- ガスエンジン・ボイラは建屋内に配置
建屋内に格納し、外部への騒音・振動を抑制
- 荷降ろし時はフォークリフト使用+アイドリングストップ徹底
廃棄物荷下ろし時はフォークリフトを使用し、アイドリングストップを徹底

悪臭対策

- ✓ 処理棟内を負圧状態に維持
外への臭気漏れを防止するため、室内の気圧を低くして漏れ防止
- ▼ 薬液洗浄塔+活性炭吸着塔の二段脱臭
二重の脱臭処理を行い、臭気を除去
- 廃棄物の搬入・保管はすべて建屋内
搬入車両台数の分散管理を実施
- 搬入車両台数の分散管理
搬入車両の台数を分散させ、一時的な臭気発生を抑制

大気対策

- ✓ ガスエンジン・ボイラの定期点検・整備を徹底
適正管理下で稼働し、排ガスの適正処理を実施
- ▲ 異常時は速やかに稼働停止
異常臭・異常音が発生した場合は即時停止・原因調査

衛生管理

- ✓ 定期点検の実施
プラントを安全に運転するため、定期的な点検を実施
- 定期的な清掃の実施
点検と併せて、日常的な清掃を徹底。環境への影響を最小限とする運転に心掛けます。

稼働後も継続して監視します

環境モニタリング計画

8

定期測定の実施

- ✓ **大気質・騒音・振動・悪臭の定期測定**
定期的に測定・記録し、基準超過時は速やかに原因調査・対策を実施
- 📄 **測定データの記録・管理**
測定結果を記録し、長期的な環境変化を監視

行政への報告

- 📞 **山形市への定期報告**
定期的に行政機関へ報告を実施
- 👁️ **結果の透明性をもった開示**
調査結果については必要に応じ、住民の皆様に情報を提供

異常時の対応

- 🚫 **異常臭・異常音は即時停止**
異常が検知された場合、速やかに稼働停止・原因調査
- 📞 **住民・行政への連絡**
異常時は原因究明および対策後に近隣住民と行政機関に連絡

✓ まとめ：環境への影響は？ 総合評価



全調査項目で環境基準・自主基準を満足



 大気質

✓ 基準内

二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質
すべて環境基準を下回っています



 騒音・振動

✓ 基準内

敷地境界・最寄り民家で規制基準を満足
しております



 悪臭

✓ 基準内

臭気濃度およびアンモニア等22物質
の濃度について、すべて目標値内と
の結果です

✓ 総合評価

本事業に係る**大気質・騒音・振動・悪臭**のすべての予測結果が、環境基準および山形西部工業団地環境保全要綱の基準値を満足しています。適切な**公害防止対策**を実施することにより、周辺の生活環境への影響は**最小限に抑えられる**と評価されました。